

道立公園名

道南四季の杜公園

指定管理業務

令和5年度年次業務計画書

指定管理者

一般財団法人函館市住宅都市施設公社

目 次

I 指定管理業務の基本的な運営方針と組織体制等	P 1～2
II 開園時間等	P 3
III 維持管理業務	P4～7
IV 運営業務	P8～11
<関係資料>	
◇別添1 道南四季の杜公園管理事務所体制	P 1 2
◇別添2 道南四季の杜公園緊急時等連絡体制	P 1 3
◇別添3 道南四季の杜公園再委託業務一覧	P 1 4

I 指定管理業務の基本的な運営方針と組織体制等

1 基本的な運営方針

● 豊かな自然とふれあえる公園づくり
● 憩いとレクリエーションを楽しめる公園づくり
● 安全・安心・快適に利用できる公園づくり
● 地域住民が身近に親しめる公園づくり

2 組織体制等

(1) 責任者

	氏 名	勤務時間帯	身分・資格・所掌等
管理責任者		8:45~17:30	道南四季の杜公園管理事務所所長

(2) 執行体制（組織）

別添1「道南四季の杜公園管理事務所体制」のとおり（P12）

(3) 管理の目標を達成するための具体的措置

<p>【業務運営効率化のための措置】</p> <ul style="list-style-type: none">① 利用促進のためのPR活動及び企画事業の充実 (ホームページやSNS、パンフレット等の活用および各種イベント等の実施)② 職員の資質向上および安全管理意識の徹底 (職員の接遇研修および遊具の日常点検講習への参加)③ シルバー人材センターの活用 (経験豊富な高齢者の技能を有効に活用)④ ボランティアの有効活用 (花緑ボランティアをはじめ企業・学生等地域ボランティアとの連携)⑤ 消耗品・備品等の適正管理 (節約によるコスト縮減と備品等に係る点検の徹底)⑥ 環境への配慮 (草花・芝生・樹木等の適正管理と刈草や伐採樹木のリサイクル)
--

(4) 緊急時連絡体制（管理事務所・総合振興局・関係署）

別添2「道南四季の杜公園緊急時等連絡体制」のとおり（P13）

(5) 職員研修計画 (資質向上)

研修月	研修等内容	対象	主催
4月	公園管理員の接遇と公園概要研修	公園職員 シルバー派遣職員	道南四季の社公園 管理事務所
	安全衛生特別教育(フェイラー・刈払機)	担当職員(4人)	林業・木材製造業労働 災害防止協会
	甲種防火管理新規講習	担当職員(1人)	函館中央消防署
7月	遊具点検講習	公園職員	遊具点検委託業者
	救急救命講習	公社職員	函館市住宅都市 施設公社
8月	遊具日常点検研修	担当職員(1人)	(一社)日本公園 緑地協会
	広報・文章表現向上講習	担当職員(4人)	函館市
9月	メンタルヘルス・ハラスメントに関する研修	公社職員	函館市住宅都市 施設公社
10月	接遇研修・クレーム対応・コミュニケーション向上研修	公社職員	函館市住宅都市 施設公社
	個人情報保護研修	公社職員	函館市住宅都市 施設公社

◎ 管理の目標達成度「安全かつ快適な利用環境の提供」

達成目標及び業績指標	指標値	計画	実施
職員資質の向上	年2回	年10回	

II 開園時間等

ゾーン	施設名	期間	時間	条例・規則に規定する利用の期間又は時間を変更する場合は、その理由 (都市公園条例第2条の3ただし書き適用)
花の丘	管理施設 ビジターセンター 丘の家	4/1～3/31	9:00～17:00	
	ちびっこ広場 (室内遊戯場)	4/1～3/31	9:00～16:30	点検メンテナンス時は縮小開放 イベント開催時等は閉鎖の場合あり 13:00～13:30は消毒・清掃のため利用不可
	駐車場 花の丘北 花の丘南	4/1～3/31	9:00～17:00	積雪がある期間は、利用時間を変更 (10:00～16:30)
	トイレ 花の丘			
野原の丘	施設 野原の家	4/1～11/3	10:00～16:00	積雪がある場合は、利用期間および利用時間を変更 はらっぱおよびパイオトイレについては、花の丘北・南駐車場が利用可能なことから利用時間は9:00～17:00 ファンシーサイクルの利用日は、土・日・祝日と夏休み期間中の毎日
	トイレ 野原の丘			
	パイオトイレ			
	駐車場 野原の丘			
	施設 バーベキュー広場			
	屋外遊戯施設 冒険の丘			
	はらっぱ			
	ファンシーサイクル	4/15～11/3		
小川の森	施設 里の舎	4/1～3/31	9:00～17:00	積雪がある期間は、利用時間を変更 (10:00～16:30)
	駐車場 小川の里			

開園時間延長について（都市公園条例第2条の3ただし書き適用）

延長時間（開園時間）	施設名等	延長実施日	延長理由
1時間延長 (9:00～18:00)	園内 (ただし野原の丘ゾーンは10:00～17:00)	■ゴールデンウィークおよび7・8月の土・日・祝日 ■道みんの日	利用者ニーズにより
		■1月開催イベント「どさんこゆきんこパーク」	イベント開催により
2時間延長 (9:00～19:00)	丘の家および周辺と花の丘北駐車場	■12月開催イベント「クリスマスナイト」の12/16（土）	
4時間延長 (9:00～21:00)		■8月開催イベント「裏夜景と花火観賞会」	

注1) 「条例・規則に規定する利用の期間又は時間を変更する場合は、その理由」欄は、条例・規則に特段の定めのない施設等については、記載不要であること。また、利用の期間又は時間の変更については、本業務計画書内容の承認をもって、知事承認とする。

注2) 業務計画書提出後、やむを得ない事情により利用の期間及び時間を変更する場合は、管轄総合振興局と協議すること。

注3) 年末年始の12/29～1/3は休園日。

Ⅲ 維持管理業務

1 コスト縮減の方策

(1) 光熱水費の縮減

照明灯は必要最小限で点灯するとともにLED化を推進するほか、手洗いにおいては水量調整により使用量を減らすことで節水を行うなど、光熱水費の縮減に努めます。

(2) 植物管理経費の縮減

園内の落ち葉、枯葉、刈草を堆肥化することで処分料や肥料購入費を縮減するほか、倒木や間伐材は園内施設でチップ化し園路の舗装材に活用します。
また、育苗施設を活用しヒース苗木や花苗などを育て購入費を縮減します。

(3) ボランティアによる管理経費縮減

ヒースガーデンをはじめとする花壇の手入れや除草およびイベント開催等をボランティアとの協働により行うことで管理経費の縮減を図ります。

(4) その他

会議資料の簡素化や電子メールの使用などによるペーパーレス化を進めます。

2 年間業務計画

(1) 植物管理業務計画

		作業項目等		実施時期等
樹木管理	樹木	剪定	カエデ等広葉樹	■11～12月の落葉後に実施
			針葉樹	■6～9月に実施
			桜等	■12～2月に実施
		刈込		■6～9月に実施
		支障木・枯損木処理		■随時実施、支障があるものは迅速に処理
		間伐		■11～3月、計画的に実施
		施肥		■3～7月・11～12月に実施
		冬囲い		■10～11月に実施
草花管理	ヒースガーデン	植栽		■4～5月・10月に必要に応じて実施
		灌水		■4～10月に必要に応じて実施
		手入れ・除草等		■5～10月に随時実施
		刈込		■4～10月に必要に応じて実施
		施肥		■4月・10～11月の年2回程度実施
	ボーダーガーデン等	植栽		■4～10月に品種の特性等を考慮して実施
		灌水		■4～10月に必要に応じて実施
		手入れ・除草等		■4～11月に随時実施
		施肥		■4～10月に必要に応じて実施
	湿性植物園	植栽		■4～6月に必要に応じて実施
		手入れ・除草等		■5～10月に必要に応じて実施
		水管理		■4～10月に必要に応じて実施
	ビニールハウス	育苗・越冬管理		■適宜実施
	※北海道から花苗等の提供があった場合は適正に育成管理を実施			
樹木・草花等の病虫害防除				■必要に応じて実施 ※極力薬剤を使わない方法を選択 薬剤を使用する場合は必要最小限とする 実施する場合は環境及び安全等に配慮し閉園後に行う

		作業項目等			実施内容と時期	
		ゾーン	エリア	利用度		
芝生管理	芝刈	花の丘	■イベント広場 ■ヒースガーデン周辺	高	■5～10月に実施（6回程度/年） ■イベントや遠足利用日に配慮	
			■北駐車場広場 ■北駐車場入口付近	中	■5～10月に実施（4回程度/年）	
			■北駐車場緑地帯	低	■5～10月に実施（3回程度/年）	
		野原の丘	■はらっぱ ■乗り物広場	高	■5～10月に実施（6回程度/年） ■イベントや遠足利用日に配慮	
			■冒険の丘平面	中	■5～10月に実施（4回程度/年）	
			■冒険の丘法面	低	■5～10月に実施（3回程度/年）	
	施肥・補植等	■花の丘・野原の丘ゾーンの芝生			■施肥等は生育状態により必要に応じて実施 ■補植が必要な場合は芝の活着が最も良い 4～5月に実施	
	草地管理	花の丘	■丘の家周辺	高	■5～10月に実施（4回程度/年）	
			■花の丘エリア ■園路 ■南駐車場周辺	中	■5～10月に実施（3回程度/年）	
			■管理棟 ■北駐車場北側	低	■5～9月に実施（2回程度/年）	
野原の丘		■バーベキュー広場 ■はらっぱ外周	高	■5～10月に実施（4回程度/年）		
		■園路 ■はらっぱ草地 ■野原の丘駐車場周辺	中	■5～10月に実施（3回程度/年）		
		■水路路肩	低	■5～9月に実施（2回程度/年）		
		■バックヤード 広場 ■園路	高 中	■5～10月に実施（4回程度/年） ■5～10月に実施（3回程度/年）		
里の森		■バックヤード 周辺 ■散策路	低	■5～9月に実施（2回程度/年）		
		小川の里	■水田 ■小川の里広場周辺	高	■5～10月に実施（4回程度/年）	
			■園路 ■小川の里駐車場周辺	中	■5～10月に実施（3回程度/年）	
■身障者用駐車場周辺 ■南北臨時駐車場周辺			低	■5～9月に実施（2回程度/年）		
水田等管理		水田	肥料散布・田起こし・代かき			■5月に実施
			水管理(水張り・水量・温度)			■5月～9月に必要に応じて実施
			田植え			■5月下旬～6月上旬に実施
			除草			■6月～10月に必要に応じて実施
			稲刈り・稲架掛け			■9月下旬～10月上旬に実施
	脱穀・粳摺り・精米			■10月～12月に適宜実施		
	スゲ田	肥料散布			■年2回程度実施	
		水管理(水張り・水量・温度)			■必要に応じて実施	
		除草			■必要に応じて実施	
		刈取り			■7～8月に実施	

(2) 施設保守管理業務計画 (要求水準書に定める施設保守点検項目)

点検項目		実施回数(日数)													合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一般施設	自家用電気工作物月次点検 (月1回)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	自家用電気工作物年次点検								1						1
	土壤生物合併処理浄化槽点検	丘の家 (年6回)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
		花の丘 (年6回)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
		野原の丘 (年6回)	1	1	1	1	1	1	1		1			1	9
		里の舎 (年12回)	2	2	3	2	2	2	2	2	3	2	2	2	26
	土壤生物合併処理浄化槽点検水質検査 (年1回)							1							1
	自動ドア点検 (年4回)			1				1			1			1	4
	ボイラー点検 (年1回)								1						1
	地下タンク点検 (年1回)													1	1
	消防設備点検 (機器及び総合点検年1回)							1						1	2
	ポンプ点検 (年2回)									1				1	2
	受水槽点検 (総合・機能点検 各年1回)									1				1	2
	パイオトイレ点検 (年1回)													1	1
	電動車カート・車いす点検 (年2回)				1									1	2
粉砕器、薪割機、田植機、発電機、バインダー、ミスト機、脱穀機、糶摺機点検 (各年1回)													1	1	
遊具	日常点検	屋外	30	31	30	31	31	30	31	3					217
		屋内	6	11	8	17	23	10	10	1					86
	定期点検	屋外				1								1	2
		屋内	1											1	1

*カッコ内は「要求水準書に定める施設保守点検項目の回数」

(3) 衛生管理業務計画

	対象部位	実施内容	規模	実施時期(回数・頻度)
日常清掃	丘の家	床・テーブル・イス・棚等の清掃	600㎡	1回/日
	里の舎		225㎡	1回/日
	丘の家トイレ	便器・床清掃等	100㎡	2回/日
	花の丘トイレ		51㎡	1回/日
	野原の丘トイレ(4月~11月 ※冬期間閉鎖)		46㎡	1回/日
	里の舎トイレ		73㎡	1回/日
	園内・園路等	ゴミ拾い等	公園敷地内	適宜
定期清掃	丘の家	ドア・柱・壁等の清掃	600㎡	4回/年
	里の舎		225㎡	
特別清掃	丘の家	窓ガラス・照明器具の清掃、床洗浄等	600㎡	2回/年
	里の舎		225㎡	1回/年
	丘の家トイレ	床洗浄、ドア・壁・照明器具等の清掃	100㎡	2回/年
	花の丘トイレ		51㎡	1回/年
	野原の丘トイレ(4月~11月 ※冬期間閉鎖)		46㎡	
里の舎トイレ	73㎡			
塵芥処理	公園敷地内		公園敷地内	必要に応じて
有害虫等駆除	公園敷地内	蜂の巣駆除等	公園敷地内	必要に応じて